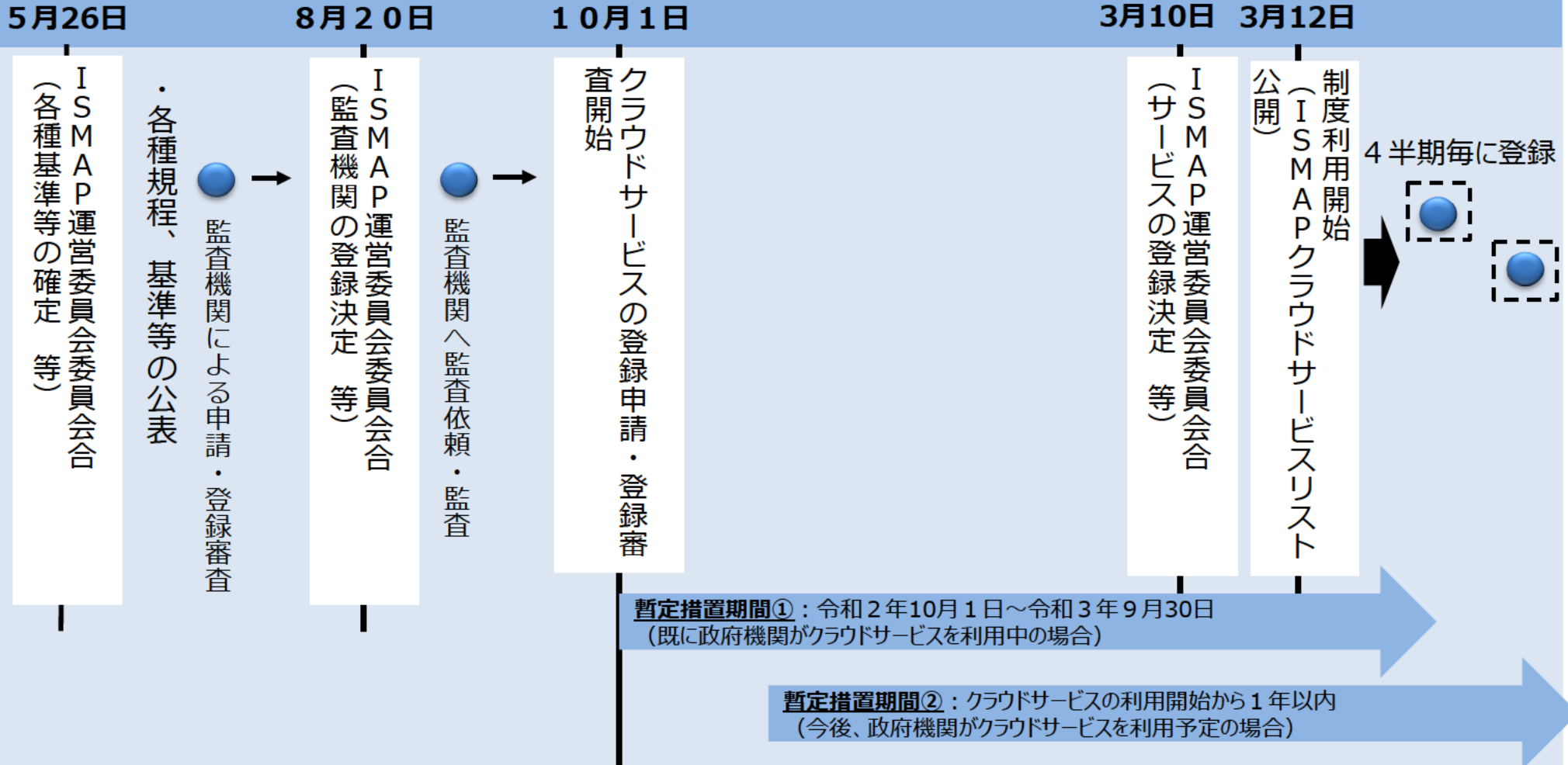


# 今後のスケジュール（イメージ）

2020（令和2）年

2021（令和3）年



（注）制度の原則利用はISMAPクラウドサービスリストの公開により開始されるが、サイバーセキュリティ対策推進会議・各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の決定（令和2年6月30日）により、やむを得ずリストの原則利用が実施できない場合の暫定措置期間を設定している。各政府機関は、暫定措置期間中に当該サービスが申請されることを前提に利用を継続する。